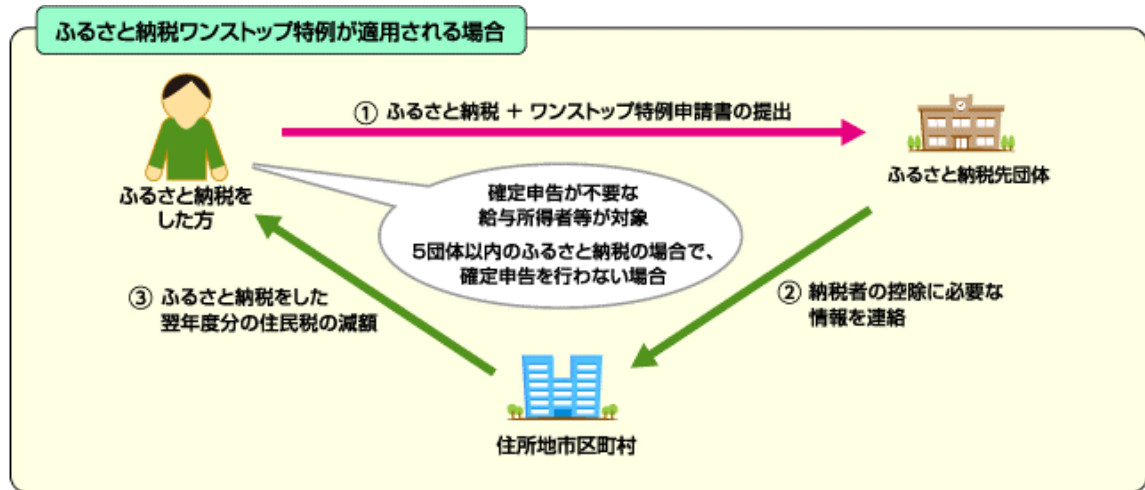


## 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」について

この制度は、確定申告を行わない給与所得のみの方などが「ふるさと納税」を行う際、個人住民税が課税されている市区町村に対する寄附金控除の申請を、寄附先の市区町村などが寄附者に代わって行うことを申請できる制度です。



この制度を利用できる方は、以下の2つの要件に該当する方のみとなります。

- ① 給与所得のみの方などで、確定申告又は市区町村・県民税の申告を行う必要がない方※
- ② その年に行う「ふるさと納税」の寄附先が5団体以下の方

※給与所得のみの方でも、医療費控除などの各種控除、株式などの所得を申告する方は対象外となります。

※確定申告又は市区町村・県民税の申告が行われた場合は、ワンストップ特例申請の申請はなかったものとみなされます。その場合は、「ふるさと納税」に伴う寄付金控除も含めた内容により確定申告又は市町村・県民税の申告手続きを行ってください。

### ◆制度の申請手続きについて◆

#### ◎申請方法

上記の2つの要件に該当し、制度の利用を希望される方は、「寄付金税額控除に係る申告特例申請書」（第55の5様式）に必要事項を記入のうえ、下記マイナンバー関係書類を添えて、寄付をされた翌年の1月10日まで（必着）に提出してください。

※申請書の提出については、直接、美浦村役場にお持ちになるか、簡易書留郵便での提出をお願いいたします。郵送につきましては個人的情報が含まれる書類ですので、簡易書留郵便でご送付ください。なお、郵便料金につきましては恐れ入りますがお申込者のご負担となりますのでご了承ください。

### ◆個人番号（マイナンバー）について◆

マイナンバー制度の導入に伴い、なりすまし防止のために「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」のコピーを申請書と一緒に郵送することが必須となりました。ご自身のマイナンバー受取状況に合わせ、裏面の表に記載されている書類をご用意ください。

各自治体から手配される「通知カード（マイナンバーを通知するカード）」または「個人番号カード（マイナンバーの入った公的身分証明書）」のどちらかを持っている、またはどちらも持っていない場合でご参照ください。

|               | 「個人番号カード」<br>を持っている人 | 「通知カード」<br>を持っている人                                                                                                                                                       | 「個人番号カード」<br>「通知カード」<br>のどちらも無い人                                                                                                                                         |
|---------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個人番号確認<br>の書類 | 個人番号カードの<br>裏面のコピー   | 通知カードのコピー                                                                                                                                                                | 個人番号が記載された住民<br>票のコピー                                                                                                                                                    |
| 本人確認の<br>書類   | 個人番号カードの<br>表面のコピー   | 下記のいずれかの身分証の<br>コピー<br>・運転免許証<br>・運転経歴証明書<br>・旅券（パスポート）<br>・身体障害者手帳<br>・精神障害者保健福祉手帳<br>・療育手帳<br>・在留カード<br>・特別永住者証明書<br>※写真が表示され、氏名、<br>生年月日、または住所が確<br>認できるようにコピーす<br>る。 | 下記のいずれかの身分証の<br>コピー<br>・運転免許証<br>・運転経歴証明書<br>・旅券（パスポート）<br>・身体障害者手帳<br>・精神障害者保健福祉手帳<br>・療育手帳<br>・在留カード<br>・特別永住者証明書<br>※写真が表示され、氏名、<br>生年月日、または住所が確<br>認できるようにコピーす<br>る。 |

上記のように、

- ・個人番号カードを持っている場合：「個人番号カードの表裏のコピー」
- ・通知カードを持っている場合：「通知カードのコピー」と「身分証のコピー」
- ・個人番号カードも通知カードもない場合：「個人番号が記載された住民票のコピー」と「身分証のコピー」

を、申請書と一緒に送ってください。

### ▼申請書提出先▼

〒300-0492

茨城県稲敷郡美浦村受領 1515 番地

美浦村役場企画財政課 宛 TEL：029-885-0340

#### ◎申請した内容に変更が生じた場合

申請書の提出後、その年の 12 月 31 日までに、住所・氏名などに変更があった場合、申請をした翌年の 1 月 10 日までに「寄付金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」（第 5 5 の 6 様式）の提出が必要になります。変更に係る書類を送付いたしますので上記までご連絡ください。

#### ◎申請の完了について

申請書（変更届出書）の提出とふるさと納税の入金を確認した後、その年の 11 月下旬から 12 月下旬までに美浦村より受付書を郵送でお届けします。

受付書は制度申請完了の証明となりますので、大切に保管してください。